

政務調査費マニュアル

高知県議会

目 次

I	政務調査費の概要	1
1	制度の目的・経緯	1
2	政務調査活動	1
II	条例及び規程の概要	2～4
III	使途基準	5～22
1	使途基準	5
2	運用の指針	5～6
○	項目別運用指針	7～14
○	政務調査費を充当できる具体的な経費の例示	15～18
○	政務調査費から支出するのに適しない例	19～20
○	使途基準の詳細（会派の場合）	21
○	使途基準の詳細（議員の場合）	22
IV	政務調査費の交付	23～26
1	交付対象及び交付金額	23
2	交付方法等	23～25
3	諸手続	25
4	交付フロー	26
V	収支報告	27～28
1	収支報告書の意義	27
2	収支報告書の提出義務等	27
3	収支報告書の提出期限	27
4	作成上の留意事項	27
5	収支報告書の添付書類	28
6	収支報告書等の調査	28
7	収支報告書等の閲覧	28
VI	証拠書類の整理保管等	29～30
1	会計帳簿等の整理保管	29
2	会計帳簿の作成	29
3	支出証拠書類	29～30

【資料集・様式集】

1	高知県政務調査費の交付に関する条例	31～33
2	高知県政務調査費の交付に関する規程	34～35
3	規程にかかる様式類	36～45
4	高知県政務調査費に係る収支報告書の閲覧に関する要綱	46
5	使途基準に基づく様式	47～49
6	会計帳簿（参考様式）	50～55

I 政務調査費の概要

1 制度の目的・経緯

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっている。

このような中において、議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、地方自治法によって、政務調査費交付の制度が平成13年4月1日から設けられた。

この政務調査費は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して交付されるものである。

2 政務調査活動

議会の役割が執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案と考えられることから、以下の諸活動を政務調査活動とする。

- ① 会派、議員が県政の課題、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動
- ② 会派、議員が政治家、行政関係者又は民間の団体等との意見交換及びそれらの者から情報収集を行うための活動
- ③ 会派、議員が住民からの要望及び意見の聴取、並びに住民との意見交換のために行う活動
- ④ 会派、議員が住民に対して行う広報活動
- ⑤ その他、政務調査に関する活動

【根拠法】

地方自治法第100条（抜粋）

第14項 普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

II 条例及び規程の概要

政務調査費に係る条例・規程の主な概要は以下のとおりである。

政務調査費の交付対象（条例第2条）

高知県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者に対し交付する。

政務調査費の額等（条例第3条・第4条）

- 1 会派分：月額14万円×月の初日における会派の所属議員数
- 2 議員分：月の初日に在職する議員1人につき月額14万円

会派の届出（条例第5条）〔様式：規程第2条〕

- 1 会派は、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。
- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を、会派が解散した場合には、会派解散届を議長に提出しなければならない。

会派等の通知及び交付等の決定（条例第6条・第7条）

- 1 議長は、毎年度4月5日までに、会派結成届けのあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員を知事に通知しなければならない。
- 2 年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、その旨を知事に通知しなければならない。
- 3 知事は、通知を受けた会派及び議員について、政務調査費の交付等の決定を行い、その旨を当該会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

※ 交付方法の詳細〔P23～P26〕

政務調査費の請求及び交付（条例第8条）〔様式：規程第4条〕

- 1 会派の代表者及び議員は、交付決定通知を受けた後、毎四半期の最初の月の14日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求する。
- 2 知事は、会派の代表者又は議員の請求に基づき、政務調査費を交付する。

※ 交付方法の詳細〔P23～P26〕

政務調査費の使途（条例第9条、規程第5条）

会派及び議員は、政務調査費を議長が規程に定める使途基準に従い使用しなければならない。

※ 使途基準の詳細〔P5～P22〕

収支報告書（条例第10条、規程第6条）〔様式：規程第6条〕

- 1 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収支報告書を、政務調査費の交付を受けた翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。
- 2 収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し
 - (2) 主要な調査研究に係る活動の内容を記載した書類

※ 収支報告書の詳細〔P27～P28〕

議長の調査（条例第11条）

議長は、収支報告書及び第10条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うものとする。

収支報告書等の写しの送付（条例第12条）

議長は、提出を受けた収支報告書等の写しを知事に送付する。

政務調査費の返還(条例第13条)

知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費の支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

収支報告書等の保存及び閲覧(条例第14条、規程第8条)

- 1 収支報告書等の保存期間は、5年間とする。
- 2 何人も、議長に対し、保存されている収支報告書等の閲覧を請求できる。
- 3 収支報告書等の閲覧は、提出期限の末日の翌日から起算して60日後の翌日から指定する場所で、執務時間中にすることができる。
- 4 議長は、閲覧の請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例第6条第1項各号に掲げる情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

証拠書類等の整理保管(規程第7条)

会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管のうえ、これらの書類を5年間保存しなければならない。

※ 証拠書類等の整理保管の詳細〔P30〕

Ⅲ 使途基準

1 使途基準

政務調査費は、「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」（地方自治法第100条第13項、条例第1条）として、会派及び議員に交付されるものであり、その使途基準は、条例（第9条）に基づき、規程（第5条）で定められている。

規程の使途基準は、政務調査費の使途項目及び内容の基本を定めたものであるが、政務調査費の使途の明確さと透明性を更に高めるために、次のとおり運用の指針を定める。

2 運用の指針

政務調査費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派（議員）の各々の責任において、適切に取り扱うものとする。

- ・ 政務調査が目的であること
- ・ 政務調査活動の必要性があること
- ・ 政務調査活動に要した金額や調査方法等に妥当性があること
- ・ 政務調査活動に要した支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること

(1) 基本的な運用指針

① 実費支出の原則

政務調査費は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われる政務調査活動に要した経費の一部に充当するものであることから、社会通念上許容される範囲内の実費（実績）を支出することが原則である。

ただし、実費の把握や領収書等の徴収が困難な場合には、実費支出の例外として取り扱うことができるものとする。

② 按分による支出

ア 会派及び議員の活動は多面的であり、政務調査活動とその他の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）が混在しているケースの場合には、政務調査活動とそれ以外の活動とに区分する必要があるが、経費の区分が困難である場合は按分が必要となる。

イ 按分が必要となる使途項目としては、特に政務調査活動の実施に必要な共通経費である事務所費、事務費そして人件費などが対象となる。

ウ 適用する按分比率は、会派又は議員の活動実態によって異なるので、会派及び議員の責任において、それぞれの業務の従事割合等に応じ、合理的に説明できる比率を決めて用いるものとする。

(2) 項目別の運用指針等

特に政務調査費から支出できる範囲や額が問題となる個別の使途項目については、運用の指針となる考え方等について定めている。

なお、「政務調査費を充当できる具体的な経費の例示」や「政務調査費から支出するのに適しない例」等についても、一覧として定めている。

項目別運用指針

(1) 委託費

会派（議員）が必要とする調査研究等の業務を議員以外の個人、又は団体等に委託した場合に充当できるものとする。

なお、委託業務の内容が明確となる事項を記載した見積書を徴し、委託業務終了後は、成果物とともに保管しておくものとする。

(2) 旅費（交通費・宿泊費等）

旅費に政務調査費を充当する場合には、「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第3条第1項に規定する旅費（以下、「県の旅費規定に基づく旅費額」という。）を準用するものとし、具体的には以下のとおりとする。

なお、旅費に政務調査費を充当した場合には、政務調査活動記録簿に活動内容等を記載するものとする。

① 交通費への充当

ア JR、私鉄、バス、地下鉄、モノレール、フェリー等⇒実費充当

○ 領収書は不要だが、旅行代理店を通じて手配した場合等で領収書が徴せるものは、徴するものとする。

イ 航空機 ⇒ 実費充当

◎ 航空賃が記載された搭乗券又は旅行代理店の領収書等を徴する。領収書等を、徴することができない場合や紛失した場合は、政務調査活動記録簿により議員が証明することとする。

ウ タクシー ⇒ 実費充当

タクシー代金への政務調査費の充当は、政務調査活動に当たって他に利用できる公共交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊

急の場合等タクシーを利用するのに合理的な理由がある場合に充当できるものとする。

◎ 領収書を徴する。

エ レンタカー ⇒ 実費充当

必要に応じてレンタカーを利用した場合に、充当できるものとする。

◎ 領収書を徴する。

オ 自家用車 ⇒ 県の旅費規定に基づく旅費額である1 km当たり29円で計算して充当

○ 領収書は不要

なお、距離は、政務調査活動記録簿により議員が証明することとする。

カ 高速道路料金 ⇒ 実費充当

◎ 原則として領収書又はETC利用明細書を徴する。

キ 駐車料金 ⇒ 実費充当

◎ 原則として領収書を徴する。

ク 旅行雑費 ⇒ 県の旅費規定に基づく旅費額
(四国以外の都道府県1日700円、
東京都の特別区内は、1日1,200円)

○ 領収書不要

② 宿泊費への充当

ア 宿泊料 ⇒ 県の旅費規定に基づく旅費額

(東京都の特別区12,900円、甲地方11,100円、乙地方9,900円)

○ 領収書は不要だが、政務調査活動記録簿により議員が証明することとする。

イ 宿泊諸費 ⇒ 県の旅費規定に基づく旅費額

(東京都の特別区 4,400 円、甲地方 3,700 円、乙地方 3,400 円)

○ 領収書は不要

※ 宿泊地の区分

- ・甲地方・・・埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、
同県川崎市、愛知県名古屋市、京都府京都市、
大阪府大阪市、同府堺市、兵庫県神戸市、
福岡県福岡市及び広島県広島市
- ・乙地方・・・甲地方に該当する都市及び東京都特別区以外の地域

(3) 会費

会費への政務調査費の充当に際しては、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものである必要があり、会派（議員）が所属しない他団体の主催する意見交換会の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

なお、議員の経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）については、政務調査費を充当しないものとする。

また、飲食を伴う懇談会等への出席に要する会費についても、充当しないものとする。

(4) 食糧費（研修費・会議費）

調査研究活動として開催される会合（会派・議員が開催するものに限る。）における社会通念上妥当な湯茶及び茶菓に限り、充当できるものとする。

(5) 広報費

① 会派（議員）が行う議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費に充当できるものとする。

- ・後援会等と協同して発行する広報誌に政務調査費を充当する場合には、按分して充当すること
- ・広報誌が調査研究活動の一環として発行されるものであれば、配布先にかかわらず、政務調査費を充当することができること

② ホームページ作成費

ホームページ作成等に係る経費については、充当できるものとするが、その内容に政党活動や後援会活動などが含まれている場合は按分することとする。

(6) 事務所費

① 事務所の要件等

事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充当できるものとする。

- (ア) 看板が設置されているなど事務所としての外形上の形態を有していること
- (イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること
- (ウ) 賃貸の場合には、原則として議員本人が契約者となっていること

議員本人又は生計を一にする親族等が所有する物件を事務所として使用している場合、賃借料・使用料・分担金には充当しないものとする。

また、資産の形成に当たるので事務所の購入費、建設費には、政務調査費を充当することはできないものとする。

② 事務所経費按分方針

議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員活動に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。

【事務所を後援会及び住居等と共有する場合】

可能な限り事務所の賃貸借契約書、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとする。

③ 事務所経費の按分方法

事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準を以下のとおりとする。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く）

$$\frac{\text{政務調査研究活動 (A\%)}}{\text{政務調査研究活動(A\%) + その他議員活動等(B\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所に係る按分率

$$\frac{\text{政務調査研究活動 (A\%)}}{\text{政務調査研究活動(A\%) + その他議員活動等(B\%)}} \times \frac{\text{事務所部分面積}}{\text{全体面積}}$$

又は、

$$\frac{\text{政務調査研究活動 (A\%)}}{\text{政務調査研究活動(A\%) + その他議員活動等(B\%) + 日常生活活動(C\%)}}$$

使用実態で按分することができない場合の事務所費充当限度額

所有形態	使用形態	賃借料	光熱費	上下水道代
第三者所有	政務調査活動＋後援会活動	1／2	1／2	1／2
	政務調査活動＋後援会活動＋政党活動	1／3	1／3	1／3
第三者所有（自宅兼用）	政務調査活動＋後援会活動	1／4	1／4	—
	政務調査活動＋後援会活動＋政党活動	1／6	1／6	—
自己所有（自宅兼用）	政務調査活動＋後援会活動	—	1／4	—
	政務調査活動＋後援会活動＋政党活動	—	1／6	—

- ※ ・ 自己所有の事務所には、賃借料は充当しない
 ・ 自宅兼用の事務所の場合、
 ① 自宅の割合を1／2とし、残りを按分
 ② 上下水道代については、自宅での使用が大部分と考えられるので充当しない

(7.) 事務費（備品等）

政務調査費は、調査研究活動に要する費用に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。

このことから、備品・消耗品の購入等に政務調査費を充当する場合にあっては、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定するものとし、その購入価格等についても、政務調査費を充当するという観点から常識的に判断されるべきものである。

また、事務機器等の購入費、リース料等に政務調査費を充当する場合にあっては、その使用実態に応じ適切に按分して充当するものとする。

① 事務機器の購入

資産形成につながる可能性の高い高額な備品（取得価格が原則10万円以上）の購入代金は、政務調査費を充当しないものとする。

ただし、政務調査活動に直接必要と認められる備品（パソコン、コピー機等）については、充当することができるものとする。

② 事務用機器の購入費、リース料の按分

(ア) 按分方法

使用実績の割合(推計)により按分して充当する際の基準例を以下のとおりとする。

政務調査研究用務 (A%)

政務調査研究用務(A%) + その他議員用務等(B%)

(イ) 充当限度額

政務調査費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。

- ・専ら調査研究活動に使用されている機器 ⇒ 全額
- ・調査研究活動に使用されている実績が明らかな機器 ⇒ 実績額
- ・上記以外の機器 ⇒ 1/2

③ 通信費

政務調査活動に必要な固定電話、携帯電話、郵便料等の経費に充当できるものとするが、固定電話、携帯電話の按分に当り合理的な方法によって区分することが難しい場合の政務調査費充当限度額（按分率の打ち切り上限）は1/2とする。

(8) 人件費

調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、調査研究活動の補助業務に従事している実態により政務調査費を充当することができるものとする。

なお、事務所職員を調査研究活動の補助業務に従事させている場合等で、調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している職員の人件費に政務調査費を充当する場合にあっては、勤務時間の実態に基づいて充当するか、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分して充当する必要がある。

① 人件費按分方法

勤務実績に基づき按分する際の基準例を以下のとおりとする。

(ア) 業務実績（推計）に基づく按分方法

業務実績の割合（推計）により按分率を算出し、それに基づき政務調査費を充当する。

政務調査研究業務（A%）

政務調査研究業務(A%)+その他業務(B%)

(イ) 協定書（覚書）等に基づく按分方法

事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等においては、年度当初に会派（議員）と政治団体（後援会）との間で雇用職員の業務割合についての協定書（覚書）を交わして、それに基づき政務調査費を充当する。

② 人件費への充当限度額

政務調査費充当限度額（按分率の打切り上限）の基準を以下のとおりとする。

- ・政務調査研究業務専任者 ⇒ 全額
- ・勤務実績表等により調査研究業務に従事した実績が明確な者 ⇒ 実績額
- ・上記以外の者 ⇒ 1/2

【議員親族の雇用】

議員の親族を政務調査活動補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので避けるべきである。

政務調査費を充当できる具体的な経費の例示

【会派の場合】

(1) 調査研究費

- (例) ・ 学識経験者等への調査委託費
- ・ 県内・県外調査費、海外調査費
 - ・ 登庁調査費

(2) 研修費

- (例) ・ 政策研修会開催費
- ・ 研修会参加費
 - ・ 講演会参加費

(3) 会議費

- (例) ・ 会派勉強会等開催費
- ・ 関係団体との意見交換会経費
 - ・ 学識経験者との意見交換会経費

(4) 資料作成費

- (例) ・ 要望書作成費
- ・ 政調資料作成費
 - ・ 資料コピー費

(5) 資料購入費

- (例) ・ 書籍等購入費 (CD-ROM等を含む)
- ・ 参考資料 (新聞・雑誌等) 購読料

(6) 広 報 費

- (例) ・ 政調広報紙等作成費及び郵送料
・ 会派ホームページ開設・維持費

(7) 事 務 費

- (例) ・ 電話使用料 (携帯含む)
・ O A機器等リース料
・ 備品購入費 (O A機器等を含む)
・ 事務用消耗品購入費
・ 郵送料

(8) 人 件 費

- (例) ・ 政務調査補助職員雇用費

【議員の場合】

(1) 調査研究費

- (例) ・ 学識経験者等への調査委託費
- ・ 県内・県外調査費、海外調査費
 - ・ 登庁調査費

(2) 研 修 費

- (例) ・ 研修会参加費
- ・ 講演会参加費

(3) 会 議 費

- (例) ・ 地域県政要望会開催費
- ・ 地域住民・団体との意見交換会経費
 - ・ 学識経験者との意見交換会経費

(4) 資料作成費

- (例) ・ 政調資料作成費
- ・ 資料コピー費

(5) 資料購入費

- (例) ・ 書籍等購入費 (CD-ROM等を含む)
- ・ 参考資料 (新聞・雑誌等) 購読料

(6) 広 報 費

- (例) ・ 政調広報紙作成費及び郵送料
- ・ 街頭県政広報活動経費
 - ・ ホームページ開設・維持費

(7) 事務所費

- (例)・ 事務所の賃借料
・ 光熱水費

(8) 事務費

- (例)・ 電話使用料 (携帯含む)
・ O A 機器等リース料
・ 備品購入費 (O A 機器等を含む)
・ 事務用消耗品購入費
・ 郵送料

(9) 人件費

- (例)・ 政務調査補助職員雇用費

政務調査費から支出するのに適しない例

政務調査費は政務調査活動に要する経費に支出するもので、それ以外の活動に要する経費には支出することはできない。

こうした政務調査費から支出できない経費の具体例は、おおむね下記のとおりである。

(1) 政党活動経費への支出

- (例) ・ 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党活動、県連（政党等）活動に要する経費
 - ・ 政党の広報紙（誌）・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
 - ・ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む。）
 - ・ 会派の役員経費

(2) 選挙活動経費への支出

- (例) ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・ 選挙における各種団体への支援依頼活動経費
 - ・ 選挙ビラ等作成及び発送に要する経費

(3) 後援会活動経費への支出

- (例) ・ 後援会活動のための経費
- ・ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費含む。）

(4) 私的活動経費への支出

- (例) ・ 慶弔餞別費等（慶弔電報、病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、年賀状の購入又は印刷経費等）
- ・ 冠婚葬祭への出席に要する経費（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）
 - ・ 宗教活動に要する経費（檀家総代会・宮参り等）
 - ・ 私的な観光・レクリエーション・旅行等に要する経費
 - ・ 親睦会、レクリエーション等に要する経費
 - ・ その他議員個人の私的目的のために要する経費

(5) その他支出に適しない経費

- ① 飲食を目的とする懇談会への出席に要する経費
- ② 議員が他の団体の役職を兼ねている場合におけるその団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費
- ③ 公職選挙法やその他の法令等の制限に抵触する事項に係わる経費
例：公職選挙法第199条の2
寄付に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）
- ④ 事務所として使用する不動産の購入費、建設工事費
- ⑤ 自動車の購入費及び維持管理に要する経費
例：車検代（自賠責、税含む）、保険料（任意）、自動車税、修理代等
- ⑥ 政務調査活動に必要としない備品等の購入費、リース代
例：絵画、装飾品、安楽椅子、ステレオ、衣服等

会費として支出するのに適しない例

政務調査費から支出するのに適しない会費の例は、前記の政務調査費から支出が不相当である経費の事例とも関連するが、下記のとおりである。

- (1) 団体の活動内容や実態が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- (2) 私的な資格で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等
- (3) 政党（県連）本来活動に伴う党大会費、党費、党大会賛助金
- (4) 議会内の親睦団体の会費
- (5) 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- (6) 宗教団体の会費
- (7) 冠婚葬祭の会費（結婚式の会費、祝賀会の会費、祭りの経費負担）
- (8) 親睦または飲食を目的とする会合の会費
- (9) 意見交換を伴わない会合の会費

使途基準の詳細(会派の場合)

現行の使途基準(規程第5条)		運用指針		
項目	内容	具体的な経費の例示	支出に適しない経費の例示	留意事項(個別)
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、旅費等)	・学識経験者等への調査委託費 ・県内・県外調査費、海外調査費 ・登庁調査費	・私的な観光・レクリエーション・旅行等に要する経費 ・政党・選挙活動に係る経費	・県外・海外調査は明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とすること
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費(会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、旅費等)	・政策研修会開催費 ・研修会参加費 ・講演会参加費	・政党・選挙活動を目的とする講演会等への参加費 ・自己の趣味・福利厚生目的の研修会への参加費	・飲食を伴う懇談会等への出席に要する会費については、支出しないものとする。 ・食糧費については、調査研究活動として会派が開催する会合における社会通念上妥当な湯茶及び茶菓に限り支出できるものとする。
会議費	会派における各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)	・会派勉強会等開催費 ・関係団体との意見交換会経費 ・学識経験者との意見交換会経費	・政党・選挙活動を目的として開催する会議経費	・食糧費については、調査研究活動として会派が開催する会合における社会通念上妥当な湯茶及び茶菓に限り、支出できるものとする。
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)	・要望書作成費 ・政調資料作成費 ・資料コピー費	・政党・選挙活動に係る資料作成費	
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)	・書籍等購入費(CD-ROM等を含む) ・参考資料(新聞・雑誌等)購読料		
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、旅費等)	・政調広報紙等作成費及び郵送料 ・会派ホームページ開設・維持費	・政党・選挙活動に係る経費(政党ポスター・パンフレット印刷等)	
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費(事務用品・備品購入費、通信費等)	・電話使用料(携帯含む) ・OA機器等リース料 ・備品購入費(OA機器等を含む) ・事務用消耗品購入費 ・郵送料	・政党・選挙活動に係る電話代等の諸経費 ・政務調査活動に直接関連しない美術品等の備品の購入費、リース代 ・慶弔誌別費等	・政党活動等と兼ねて使用する場合は、P13に記載する按分の方法により、政務調査に係る所要額のみを計上すること
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)	・政務調査補助職員雇用費	・政党職員を雇用する経費	・政党活動等と兼務で雇用の場合は、P14に記載する按分の方法により、政務調査に係る所要額のみを計上すること

※()内は例示

共通の留意事項	<p>ア 使途基準の運用については、「基本的な運用指針」及び「項目別運用指針」並びに「政務調査費から支出するのに適しない例」に留意すること。</p> <p>イ 支出額について、政党活動や選挙活動、議会の公務等と重複する場合は、個々の活動の性格・目的を考慮し、会派の責任により具体的に判断した上で、政務調査に係る所要額のみを計上すること。(特に議会の費用弁償支給日については、留意すること。)</p> <p>ウ 実績に基づく支出であること。</p> <p>エ 旅費については、政務調査活動記録簿を作成すること。</p> <p>オ 領収書等の宛先は、原則会派の代表者とする。</p>
---------	---

使途基準の詳細(議員の場合)

現行の使途基準(規程第5条)		運用指針		
項目	内容	具体的な経費の例示	支出に適しない経費の例示	留意事項(個別)
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、旅費等)	・学識経験者等への調査委託費 ・県内・県外調査費、海外調査費 ・登庁調査費	・私的な観光・レクリエーション・旅行等に要する経費 ・政党・選挙・後援会活動に係る経費	・県外・海外調査は明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とすること
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費(会費、旅費等)	・研修会参加費 ・講演会参加費	・政党・選挙・後援会活動を目的とする研修会、講演会等への参加費 ・自己の趣味・福利厚生目的の研修会への参加費	・飲食を伴う懇談会等への出席に要する会費については、支出しないものとする。 ・議員が主催する研修会等に要する経費については、会議費に計上すること。
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望及び意見を吸収するための各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)	・地域県政要望会開催費 ・地域住民・団体との意見交換会経費 ・学識経験者との意見交換会経費	・政党・選挙・後援会活動を目的として開催する会議経費 ・飲食を目的とする会議経費	・食糧費については、調査研究活動として議員が開催する会合における社会通念上妥当な湯茶及び茶菓に限り、支出できるものとする。
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)	・政調資料作成費 ・資料コピー費	・政党・選挙・後援会活動に係る資料作成費	
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)	・書籍等購入費(CD-ROM等を含む) ・参考資料(新聞・雑誌等)購読料		
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、旅費等)	・政調広報紙作成費及び郵送料 ・街頭県政広報活動経費 ・ホームページ開設・維持費	・政党・選挙・後援会活動に係る経費(政党ポスター・パンフレット印刷等)	
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費(事務所の賃貸料、管理運営費等)	・事務所の賃借料 ・光熱水費	・政党・選挙・後援会組織に係る事務所の設置及び維持に要する経費 ・事務所用土地購入費、建物の購入費、建設工事費等	・後援会事務所等と兼ねる場合は、P11に記載する按分の方法により、政務調査に係る所要額のみを計上すること
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費(事務用品・備品購入費、通信費等)	・電話使用料(携帯含む) ・OA機器等リース料 ・備品購入費(OA機器等を含む) ・事務用消耗品購入費 ・郵送料	・政党・選挙・後援会活動に係る電話代等の諸経費 ・政務調査活動に直接関連しない美術品等の備品の購入費・リース代 ・慶弔経別費等	・後援会等と兼ねて使用する場合は、P13に記載する按分の方法により、政務調査に係る所要額のみを計上すること
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)	・政務調査補助職員雇用費	・政党・選挙・後援会職員を雇用する経費 ・私的に使用する職員を雇用する経費	・後援会活動等と兼務で雇用の場合は、P14に記載する按分の方法により、政務調査に係る所要額のみを計上すること

※ ()内は例示

共通の留意事項

ア 使途基準の運用については、「基本的な運用指針」及び「項目別運用指針」並びに「政務調査費から支出するのに適しない例」に留意すること。
 イ 支出額について、私的活動や政党活動、選挙活動、後援会活動、議会の公務等と重複する場合は、個々の活動の性格・目的を考慮し、議員の責任により具体的に判断した上で、政務調査に係る所要額のみを計上すること。(特に議会の費用弁償支給日については、留意すること。)
 ウ 実績に基づく支出であること。
 エ 旅費については、政務調査活動記録簿を作成すること。
 オ 領収書等の宛先は議員本人とすること。

IV 政務調査費の交付

1 交付対象及び交付金額

(1) 会派の場合	月額14万円×月の初日における当該会派の所属議員数
<p>①会派結成届（第1号様式）を議長に提出した会派が交付対象となる。 （会派を構成する議員の中から代表者及び政務調査費経理責任者を定める必要がある。）</p> <p>②この届出は、議会運営上の会派届とは別に提出の必要がある。また、所属議員が一人の場合（いわゆる一人会派）も含む。</p>	

(2) 議員の場合	月の初日に在職する議員一人につき月額14万円
<p>①月の初日に在職する全議員が交付対象となる。 （議員の場合は届出の必要はない。）</p> <p>②月の途中において議員となった場合は、翌月からの支給となる。 （8月2日就任→9月分から支給）</p>	

2 交付方法等

(1) 通常の場合	
<p>① 議長は、毎年度4月5日までに、政務調査費の交付を受けようとする会派及び政務調査費の交付を受ける議員を、知事に通知する。（第4号様式）</p> <p>② 知事は、通知を受けた会派及び議員について、政務調査費の交付決定（年間額）を行い、その旨を会派の代表者及び議員に通知する。</p> <p>③ 会派の代表者及び議員は、交付決定を受けた後、各四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の14日までに、当該四半期分の政務調査費を知事に請求する。（第5号、6号様式）</p> <p>④ 当該請求に基づき、速やかに会派及び議員が指定する口座に振り込むものとする。</p>	

(2) 新たに会派が結成された場合又は選挙により議員が当選した場合

- ① 一四半期の途中で、新たに会派が結成されたとき※又は選挙により議員が当選したときは、会派が結成された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を交付する。
※ 会派結成届の提出を要する。
- ② 政務調査費の請求は、知事から交付の決定等の通知を受けた日から14日以内にする必要がある。
〔 8月1日会派結成→8月分から交付
8月2日会派結成→9月分から交付 〕

(3) 年度の途中で会派に異動等が生じた場合

- ① 会派結成届の内容に異動が生じたときは会派異動届（第2号様式）を、会派が解散したときは、会派解散届（第3号様式）を提出し、その内容にそって、政務調査費が交付されるべき額について、改めて変更交付決定が行われる。
- ② 所属議員が増加したときは、知事からの変更交付決定の後、異動後の会派所属人数に応じた請求書を、速やかに知事に提出しなければならない。
- ③ 所属議員が減少したとき又は会派が解散したときは、異動の生じた月の翌月以降分で既に交付された額がある場合には、速やかに返還しなければならない。
- ④ なお、政務調査費は、月の初日における各会派の所属議員数により算定されるので、月の途中で異動や解散があった場合でもその事由がなかったものとみなされる。
〔 8月1日解散→8月分、9月分を返還
8月2日解散→8月分は支給されるが9月分は返還 〕

(4) 年度の途中で議員でなくなった場合

- ① 政務調査費が交付されるべき額について、改めて変更交付決定が行われる。
- ② 一四半期の途中において辞職等により議員でなくなった場合においては、既に交付された政務調査費のうち、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務調査費を返還する必要がある。

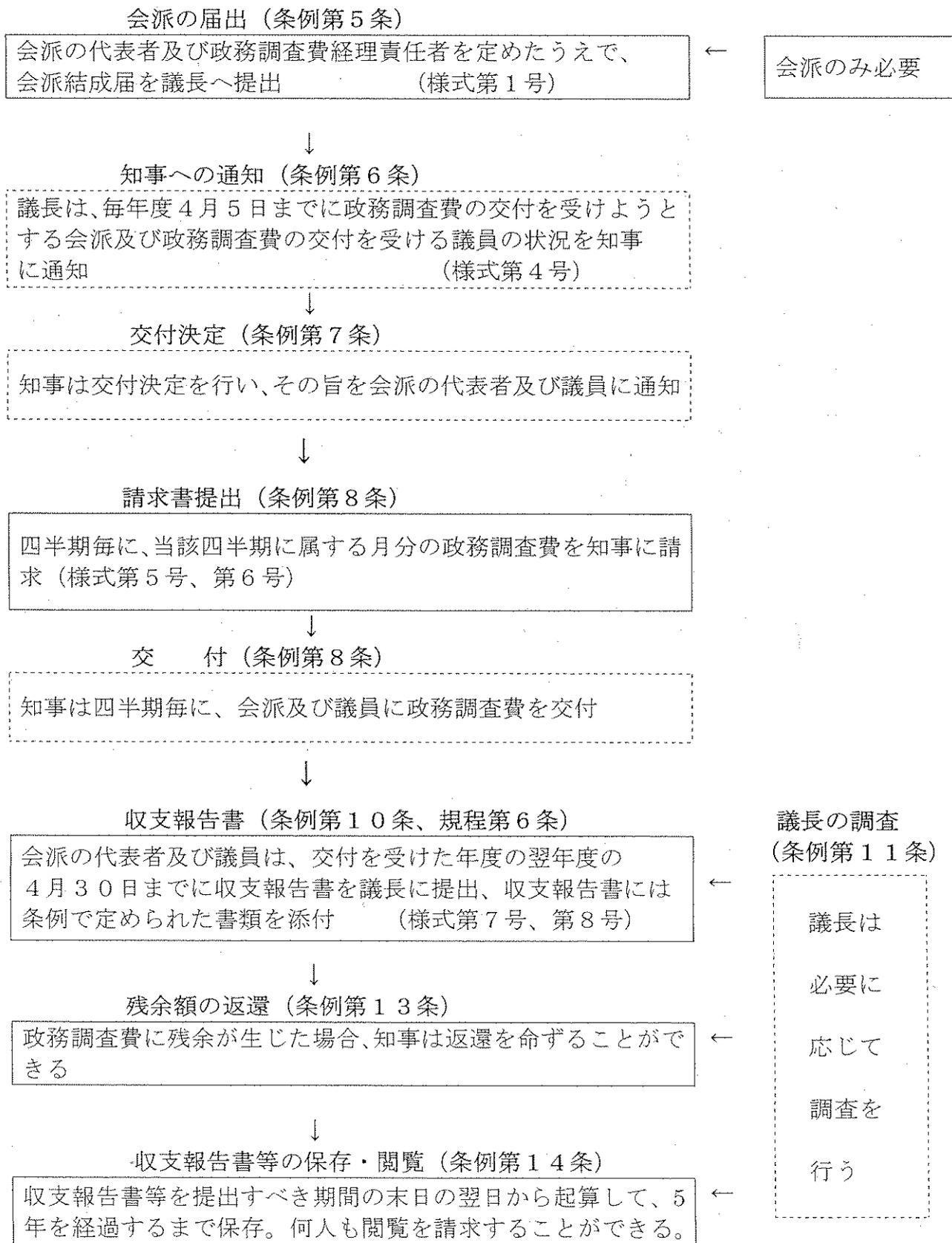
〔 8月1日辞職→8月分、9月分を返還
8月2日辞職→8月分は支給されるが9月分は返還 〕

3 諸手続

(1) 振込口座の届出

- ① 初めて政務調査費の交付を受けることとなった場合や、その後に既に振り込みを受けている口座を変更する場合には、速やかに知事（事務局）まで届出の必要がある。
- ② 振込口座は、政務調査費の収支を明確にするうえからも、議員報酬や費用弁償とは別の口座を設定する必要がある。

4 交付フロー



※ は会派及び議員の直接的な関与が必要となる部分

V 収支報告

1 収支報告書の意義

政務調査費は、会派及び議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものである。

収支報告書は、当該年度において県から交付された政務調査費に対する会派及び議員が行った政務調査活動の実績を報告するもので、誰でも閲覧ができ、かつ公文書として5年間保存される。

従って、収支報告書の作成に当たっては、以下の事項に十分留意して取扱う必要がある。

2 収支報告書の提出義務等

- (1) 政務調査費の交付を受けた会派（経理責任者）と議員は、会計帳簿等を基に、収支報告書（第7号様式又は第8号様式）を作成し、政務調査費の交付を受けた年度の終了後に、議長に提出しなければならない。
- (2) 会派が解散した場合や議員が辞職した場合は、その月までの収支報告書を提出しなければならない。
- (3) 議員が死亡した場合には、その相続人が議員に代わって収支報告書を提出しなければならない。
- (4) 収支報告書には、政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し及び主要な調査研究に係る活動の内容を記載した書類を添付しなければならない。

3 収支報告書の提出期限

- (1) 政務調査費の交付を受けた年度終了日（3月31日）の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出しなければならない。
- (2) 会派が解散した場合や辞職等の理由により年度の途中で議員でなくなった場合には、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、同様に議長に提出しなければならない。

4 作成上の留意事項

- (1) 「第7号（8号）様式（収支の状況）」について

- ① 「1 収入」欄について

交付を受けた政務調査費の総額を記載する。

- ② 「2 支出」欄における「支出額」について

ア. 使途項目ごとに支出額を記載する。

イ. 使途項目の支出額の計が合計額と一致するようにする。

- ③ 「3 残余」について

収入額と支出の合計額の差が残余となり、返還の対象となる。

5 収支報告書の添付書類

(1) 収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し
- ② 主要な調査研究に係る活動の内容を記載した書類

(2) (1) の ①に掲げる領収書その他の証拠書類の範囲〔※P 30参照〕

- ① 領収書
- ② 領収書と同等のものとみなすことができるもの
- ③ 領収書等を取得できない場合や紛失した場合について
旅費の支出において、領収書等を取得できない場合や紛失した場合については、「政務調査活動記録簿」で、議員が証明することとする。

6 収支報告書等の調査

議長は収支報告書等が提出された場合、政務調査費の適正な運用を期するため必要と認めるときは、調査を行う。

7 収支報告書等の閲覧

(1) 収支報告書等の閲覧制度

提出された収支報告書等は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、閲覧の対象となる。

また、収支報告書等は公文書として5年間保存され、その間、誰でも閲覧することができる。

(2) 非公開情報の取扱い

収支報告書等に、高知県情報公開条例第6条第1項各号に掲げる情報が記載されている場合は、これらの情報を除いて閲覧に供するものとする。

VI 証拠書類の整理保管等

1 会計帳簿等の整理保管

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、各々の責任で政務調査費に係る収入及び支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管する義務がある。

保存期間は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過する日までとされている。(規程第7条)

会計帳簿や証拠書類は、適正な収支報告を行う前提として整理・保管しなければならないもので、議長が行う調査等の対象となる場合があるので、各会派や議員において責任をもって保存する必要がある。

2 会計帳簿の作成

政務調査費に係る会計帳簿は、必ず備え付けなければならないので、整理すべき会計帳簿として、別紙様式を参考にして「出納簿」及び「支出伝票」を作成するものとする。

①出納簿 (P 50～51 参照)

出納簿は、政務調査費に係る日々の収入と支出の状況を明確にするために必要なもので、残余额の把握等に必要となるものである。

②支出伝票 (P 52～55 参照)

支出伝票には、1件ごとに領収書等証拠書類を貼付するとともに支出年月日・支出項目等を記載するものとする。

また、按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記することとする。

3 支出証拠書類

(1) 証拠書類の整備

支出を証明するものとして、領収書・受領書・振込金受取書その他これに類する書類を整備する必要がある。

なお、旅費の支出については、極力領収書を徴することとするが、自動券売機で購入した切符代等、領収書がとれない場合や領収書を紛失した場合は、政務調査活動記録簿により議員が証明するものとする。

(2) 証拠書類の範囲

整備する証拠書類の範囲については、次によるものとする。

① 領収書

以下の要件を満たすもの

- ア. 支払い内容が明らかであること
- イ. 受領の文言があること
- ウ. 受取人の住所、氏名、印又は署名があること
- エ. 日付の記載があること
- オ. 宛名の表示があること（空白、上様は不可）

② 領収書と同等のものともみなすことができるもの

以下のものについては、領収書と同等のものともみなすこととする。

- ア. 受領書
- イ. 振込金受取書等（支払い内容等がわかる書類を添付すること）
- ウ. 通帳の写し（支払い内容等がわかる書類を添付すること）
- エ. 領収書と同等のものともみなすことができるレシート等

③ 領収書等を取得できない場合や紛失した場合について

旅費の支出において、次のような領収書等を取得できない場合や紛失した場合については、「政務調査活動記録簿」で、議員が証明することとする。

- ア. 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの
- イ. 県の旅費規定に基づく旅費額を適用したもの
(自家用車利用、旅行雑費、宿泊費等)
- ウ. その他の旅費で、領収書等を紛失し、再発行が困難なもの

資料集・様式集

1. 高知県政務調査費の交付に関する条例	31～33
2. 高知県政務調査費の交付に関する規程	34～35
3. 規程にかかる様式類	36～45
(1) 会派結成届 (第1号様式)	36
(2) 会派異動届 (第2号様式)	37
(3) 会派解散届 (第3号様式)	38
(4) 会派及び議員の通知 (第4号様式)	39
(5) 会派に係る政務調査費請求書 (第5号様式)	40
(6) 議員に係る政務調査費請求書 (第6号様式)	41
(7) 会派に係る収支報告書 (第7号様式)	42～43
(8) 議員に係る収支報告書 (第8号様式)	44～45
4. 高知県政務調査費に係る収支報告書の閲覧に関する要綱	46
5. 使途基準に基づく様式	47～49
(1) 業務委託見積書	47
(2) 政務調査活動記録簿	48
(3) 政務調査活動記録簿兼旅費計算書	49
6. 会計帳簿 (参考様式)	50～55
(1) 出納簿	50～51
(2) 支出伝票	52～55

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、高知県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高知県議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、高知県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、月額14万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、月額14万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、所属議員のうちから代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式による会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式による会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が解散した場合には、議長が別に定める様式による会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、議長が別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき又は議員の異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付等の決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定又は変更の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の14日（その日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに、政務調査費を交付するものとする。

- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派が結成された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。
- 4 前項の規定による政務調査費の請求は、第1項の規定にかかわらず、交付の決定又は変更の決定の通知を受けた日から14日以内にするものとする。
- 5 一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。この場合において、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは知事は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を速やかに返還しなければならない。
- 6 会派の代表者は、一四半期の途中において当該会派が消滅した場合には、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 7 議員は、一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

（政務調査費の用途）

第9条 会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

（収支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、議長が別に定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、当該会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、収支報告書を当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、収支報告書を当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

（2）主要な調査研究に係る活動の内容を記載した書類

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（収支報告書等の写しの送付）

第12条 議長は、第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを知事に送付するものとする。

（政務調査費の返還）

第13条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費の支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第14条 収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

- 2 何人も、議長に対し前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情

報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1号各号に掲げる情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月16日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月29日条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成20年12月（議会予定））

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

高知県政務調査費の交付に関する規程

平成13年4月1日
議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県政務調査費の交付に関する条例（平成13年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条第1項の会派結成届は別記第1号様式により、同項の会派異動届は別記第2号様式によるものとする。

2 条例第5条第2項の会派解散届は、別記第3号様式によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第6条の規定による知事への通知は、別記第4号様式によるものとする。

(政務調査費の請求)

第4条 条例第8条第1項の規定による知事への請求は、会派に係る政務調査費については別記第5号様式により、議員に係る政務調査費については別記第6号様式によるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第5条 条例第9条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1の、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(収支報告書)

第6条 条例第10条第1項の収支報告書は、会派に係る政務調査費については別記第7号様式に、議員に係る政務調査費については別記第8号様式によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第14条第3項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が高知県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日）からすることができる。

2 条例第14条第3項の規定による収支報告書等の閲覧は、高知県議会事務局長が指定する場所で、県の執務時間内にしなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日議会告示第4号）

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年12月（議会予定））

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成21年4月1日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、旅費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、旅費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、旅費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は、例示とする。

別表第2 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、旅費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、旅費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望及び意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、旅費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は、例示とする。

別記

第1号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

高知県議会議長 様

会 派 名

代表者名

㊟

会派結成届

高知県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派を結成した日
- 2 会派の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 政務調査費経理責任者の氏名
- 5 所属議員数
- 6 所属議員の氏名

第2号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

高知県議会議長 様

会 派 名

代表者名

㊟

会派異動届

高知県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 調 査 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 の 氏 名	(新たに所属した議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

第3号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

高知県議会議長 様

会 派 名

代表者名

㊦

会派解散届

高知県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

高知県議会議長 印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

高知県政務調査費の交付に関する条例第6条第1項（第2項）の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別紙会派結成(異動・解散)届のとおり
- 2 議員について
別紙議員名簿のとおり

年 月 日

高知県知事 様

会 派 名

代表者名

㊦

平成 年度政務調査費請求書

高知県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分から 年 月分まで
(所属議員数 名)
(年 月分 (所属議員数 名))

2 所属議員の氏名

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

氏 名 ㊦

平成 年度政務調査費請求書

高知県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで
(年 月分)

第7号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

高知県議会議長 様

会 派 名

代表者名

㊦

平成 年度政務調査費に係る収支報告書について

高知県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり平成 年度政務調査費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年度政務調査費収支報告書

会 派 名

1 収 入

政務調査費 _____円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	内 訳
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

_____円

添付書類 高知県政務調査費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

第8号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

高知県議会議長 様

氏 名 ㊟

平成 年度政務調査費に係る収支報告書について

高知県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり平成 年度政務調査費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年度政務調査費収支報告書

氏 名

1 収 入

政務調査費 _____円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	内 訳
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

_____円

添付書類 高知県政務調査費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

高知県政務調査費に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

(閲覧場所)

第1条 高知県政務調査費の交付に関する規程（平成13年4月高知県議会告示第2号。第7条において「規程」という。）第8条第2項に定める高知県議会事務局長が指定する場所は、県議会議事堂3階の図書室とする。

(閲覧手続)

第2条 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、別記様式による閲覧申込書に指定の事項を記入し、議長に提出するものとする。

(閲覧方法)

第3条 閲覧者は、係員の指示に従い、会派及び議員から提出された収支報告書等を閲覧することができる。

(複写の禁止)

第4条 閲覧者は、収支報告書等を複写することはできない。

(写しの交付)

第5条 収支報告書等の写しの交付を受けようとする者は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定により請求することができる。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器等を持ち込まないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食及び喫煙並びに他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 閲覧者は、収支報告書等を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない
- (4) 係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱に違反する場合及び特に必要と認めるときは、その閲覧を停止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則（平成20年12月（議会予定））

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

業 務 委 託 見 積 書

_____ 様

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

業務委託について下記のとおり見積します。

記

1 業務委託の名称 _____

2 委 託 料 _____ 円

3 委託期間（納期） 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 業務委託の目的

5 業務委託の方法及び内容

6 業務委託の成果物

政 務 調 査 活 動 記 録 簿

(会派 ・ 個人)

議員名

印

月日	活 動 内 容 等	調査先等	発着地	場 所 移動距離	旅費額(円)				備考	費目
					自家用車 (29円/km)	高速道路・ 駐車場利用	公共交通機 関	総旅費額		

48

※1 政務調査活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、按分計算後の額を記載すること

※2 県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合は、別紙「旅費計算書」を添付すること

※3 領収書等は裏面に貼付すること

★費目 調査研究費は「調」
 研修費は「研」
 広報費は「広」と記載

政務調査活動記録簿兼旅費計算書

別紙 _____

議員名 _____

印 _____

調査期間					
調査先等					
場 所					
活動内容等					
活動に要した 経 費	利用区間	自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃	金額(円)
	合 計				
備 考					

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。
 ※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)
 ※領収書等は裏面に貼付すること。

平成 年度 政務調査費出納簿

議員名 _____

整理 番号	月日	項目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高

1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報費 7 事務所費 8 事務費 9 人件費

(おもて)

年度区分	整理番号
平成 年度	

代表者	経理責任者	受領印

会派名

政務調査費支出伝票(会派用)			
金	円	支出年月日	平成 年 月 日
1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報費 7 事務費 8 人件費			
内容			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
平成 年度	

会派名

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(おもて)

年度区分	整理番号
平成 年度	

議員名 _____

政務調査費支出伝票(議員用)

金 円 | 支出年月日 | 平成 年 月 日

1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報費 7 事務所費 8 事務費 9 人件費

内容

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
平成 年度	

議員名

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)